

1. 件 名 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（192））
2. 日 時：平成29年6月26日 10時00分～12時00分
3. 場 所：原子力規制庁 18階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、大浅田安全規制調整官、名倉安全規制調査官、津金管理官補佐、江  
崎安全審査官、田口安全審査官、永井安全審査官、日南川安全審査官、三井安全審査官、  
吉村安全審査官、竹内（洋）技術参与、山浦技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：北川執行役員（開発計画室）

福山執行役員（発電管理室室長） 他12名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 課長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力土建部 設計管理グループ 主任

北陸電力株式会社：土木部 耐震土木技術チーム担当

電源開発株式会社：原子力土木室 土木耐震タスク担当

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「第5条／第40条 津波による損傷の防止」等について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 防潮壁の構造成立性を説明するにあたって、各設計要素を分割した上で、各部位を保守的な条件で評価し、その概算結果も示した上で、全体が成立することを整理して説明した資料を提出すること。
- 上記の説明においては、算定条件や算定式の適用性についても整理して説明した資料を提出すること。その際に、前例があれば併せて説明すること。
- 防潮壁の設計に関し、異種構造を一体化した構造の成立性を確認するため、各構造部材の相互の荷重伝達等の影響を考慮した検討について説明した資料を提出すること。
- 鋼製防護部材の設計方針について、説明した資料を提出すること。
- 防潮壁の構造強度設計に用いる許容限界で「せん断強度以下」は短期であることを明記すること。
- 防潮壁における、防潮扉、放水口等の開口部や他の構造物との取り合いを説明した資料を提出すること。
- 鉄筋コンクリート梁壁と鋼管杭鉄筋コンクリート構造について、配筋の考え方を説明した資料を提出すること。
- 本設杭構造における施工実績について、出典や調査時点を明記すること。
- 杭と地盤の動的相互作用について考慮した説明資料を提出すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 津波による損傷の防止（鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の設計方針について）
- ・ 東海第二発電所 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の設計方針について（補足説明資料）